

* 下記は 2020 年 4 月 18 日（土）に開催された日本マス・コミュニケーション学会第 37 期緊急理事会（オンライン）において、執行部（吉見俊哉、福間良明、津田正太郎、水越伸）から提案され、承認された。

2020 年度春季大会中止とその対応策等

2020 年 4 月 18 日
第 37 期理事会承認事項

基本方針

1. 2020 年 6 月 13 日（土）、14 日（日）に開催予定の春季大会は中止する。
2. 総会の審議、議決は、書面、および電磁的方法を用いて実施する。
3. 個人発表、およびポスターセッションは、選考済みであることと概要提出をもって発表済みとみなす。有志を募り、実験的にオンライン発表を開催する。シンポジウム、ワークショップについては企画委員会で検討を続ける。
4. 秋季大会会場を 2 日間確保する。
5. 中長期的な視野を持ち、学会活動への支障が最小限になるような諸対応を進めていく。

経緯と対応策等

1. 春季大会中止について

- (1) 2020 年 4 月 7 日（火）に日本政府が 7 都府県に対して緊急事態宣言を発出し、4 月 16 日（木）にはそれが全国に拡大された。これに従い、現在事務局がある東京大学、春季大会主催校の慶應義塾大学を含む多くの大学でキャンパス内への入構制限、禁止などが実施されている。この状況下で、数百名が集まる春季大会を開催することはできない。またそのための準備作業を事務局、および開催校が行うことが事実上できない。個人発表等をする大半の会員も同様の状況に置かれている。

- (2) 2020年4月17日（金）段階で日本政府は緊急事態宣言を5月6日（水）まで実施し、その時点での感染状況をみて宣言の解除、あるいは延長を検討するとしている。仮に5月6日に宣言が解除され、学会などの集会開催が可能になったとしても、多くの準備作業をそれまで行うことができず、その時点からの作業では春季大会開催に間に合わない。
- (3) 関連諸学会の大半が大会などの中止、あるいは延期を決定済みである。

2.総会について

- (1) ただし今年度の学会活動を進めるためには、前年度会計監査や研究活動報告、今年度予算と活動方針に関する審議は進めておく必要がある。総会を秋季大会（成蹊大学）に開催することとして、臨時予算を組む方法もあるが、秋季大会が確実に開催できる保証がない。そこまで延期して総会が開催できない場合、学会活動は基本的に成り立たなくなってしまう。
- (2) 35期に総会が成立しなかった際、会報で総会審議事項を告知し、葉書で採否を事務局が集約して、数ヶ月おくれで承認したことがあった。予想し得なかった出来事に対応するための窮余の策であったが、学会としてはそのやり方を了承した。今回はあらかじめ総会が開催できないことが十分に予期できる状況にあり、執行部では前例も踏まえつつ、今から準備をしてほぼ同様の方法で審議を進めることができると判断した。
- (3) 具体的な方法については執行部、事務局で検討を進める。

3.個人発表等について

- (1) 本学会では36期以来、学会活性化のために若手の声を反映し、支援することに注力してきた。春季大会で個人発表、および新設されたポスターセッションに登壇予定の会員の大半は若手である。これらの人々の機会を奪わないようにするため、次の3つの選択肢を用意する。第1に、すべての登壇予定者は、応募選考され、報告概要が提出されたことをもって発表したものとみなす。第2に、別記の通り、実験的にオンライン発表をする。第3に、秋季大会で発表できるようにする。繰り返しいえばすべての登壇予定者は発表したものとみなし、そのうえで第2、あるいは第3の選択肢がある。ただし第3については、秋季大会も開催できない場合はそれ以降の発表の権利がないものとし、第1、あるいは第2の選択肢を推奨する。そして第4の選択肢として春季大会での発表を取り下げることが可能とする。

- (2) 実験的発表開催は、この困難な状況下でメディアとコミュニケーションに関わる研究をテーマとする本学会のポテンシャルを示すことになる。
- (3) 実験開催のため、参加費は取らない。一方で春季大会開催予算の一部を経費に充てる。
- (4) シンポジウム、ワークショップは中止するが、秋季大会開催の可能性を含め、企画委員会で検討する。
- (5) 具体的な方法については執行部、企画委員会、事務局で検討する。

4.秋季大会について

- (1) 10月10日（土）に成蹊大学で開催予定の秋季大会を、春季に開催予定の諸々のイベントを行うために、二日間に拡大し、11日（日）も開催する（開催校には連絡、了承済み）。
- (2) 諸々のイベントとは、シンポジウム、ワークショップ、名称変更に関する懇談会、3で第3を選択する会員の発表などがある。

5.長期的な学会運営について

- (1) COVID-19による社会的活動の制限がいつまで続くのか、誰にも予想はつかない。本学会としては春季大会までではなく、秋季大会、さらには21年度春季大会（関西学院大学）まで中止、あるいは大幅な制限がかかる可能性を見越しておく必要がある。
- (2) 執行部は、本学会規約に照合し、総会の審議、議決は、総会を物理的に開催できない場合、葉書などを含む書面をもっておこなう必要があるものと認識している。しかし、郵送に必要な時間的、金銭的成本を無視できないことから、今後は審議、議決を電子メール、あるいはオンラインフォームなど電磁的方法だけで進められるように、規約改正を行いたいと考えている。日程的に考えて、その作業を来たる総会の審議事項の1つとしておく必要がある。5月の理事会で審議する予定である。
- (3) 2020年度の会費は、危機的な財政状況にあることなどを鑑み、例年通り徴収する。